

健康食品をめぐる報道

2023年10月29日

朝日新聞くらし報道部 記者

大村美香

健康食品をめぐる出来事と 報道を振り返る

この発表における「健康食品」

健康への効果やダイエット効果をうたって販売されている食品。
特定保健用食品（トクホ）、栄養機能食品、機能性表示食品を含む。

報道は朝日新聞の紙面ベース

2015年 機能性表示食品制度導入

機能性表示、有望視される成分や食品

農産物では	食品	成分	考えられる表示
JA みつかつび	β-クリプトキサンチン	骨の健康を保つ	
JA がこしま茶業	メチル化カテキン	正常な免疫機能を整える	
大麦製品	はくばくβ-グルカン	食後の急激な血糖値の上昇を抑える	
サプリメントでは	関与成分	期待される主な機能	
DHA		心臓、血管などの健康を維持	
乳酸菌		おなかの調子を整える	
アントシアニン		目の調子を整える	

健康への効果を消費者に届けたい事業者の責任で表示できる新しい食品表示制度「機能性表示食品」のガイドライン案が2日、同庁から発表された。サプリメントや加工食品だけでなく生鮮食品にも活用できるのが大きな特徴で、今夏にも新制度の商品が発売される見通しだ。

健康効果を表示できる食品は、特定保健用食品（トクホ）と栄養機能食品が第一歩。第3の制度となる新制度は、安倍政権が成長戦略の一環として創設を目標としている。

「体によい」食品に指針 第3の表示制度 今夏にも発売

健康への効果を消費者に届けたい事業者の責任で表示できる新しい食品表示制度「機能性表示食品」のガイドライン案が2日、同庁から発表された。サプリメントや加工食品だけでなく生鮮食品にも活用できるのが大きな特徴で、今夏にも新制度の商品が発売される見通しだ。

健康効果を表示できる食品は、特定保健用食品（トクホ）と栄養機能食品が第一歩。第3の制度となる新制度は、安倍政権が成長戦略の一環として創設を目標としている。

「目の健康に役立つ」など体の特定の部分を指して効果を表示できる。届け出番号は付けられるが、トクホのようなマークはない。

ガイドライン案は、表示通りの健康効果や安全性を確保するため、科学的根拠の中身や情報公開の手続きを細かく示した。うそが含まれてくる商品を販売すると関連する法令で罰則が科

新制度	現行制度
機能性表示食品	特定保健用食品 (トクホ)
国への安全性や効果の審査を要する	出回前に安全性や効果の審査を要する
表示する成分は、科学的根拠が示されている	表示する成分は、科学的根拠が示されている
表示する成分は、科学的根拠が示されている	表示する成分は、科学的根拠が示されている

「食べれば効果」許可不要

健康食品表示制度は、力を入れてきた。科学的根拠に基づき、効果を示す成分を科学的に検証し、科学的根拠が示されている食品に許可を要しない。科学的根拠が示されている食品に許可を要しない。

健康食品業界「チャンス」 第3の表示 責任は業者

健康食品表示制度は、力を入れてきた。科学的根拠に基づき、効果を示す成分を科学的に検証し、科学的根拠が示されている食品に許可を要しない。科学的根拠が示されている食品に許可を要しない。

「消費者にリスク」不安も

健康食品表示制度は、力を入れてきた。科学的根拠に基づき、効果を示す成分を科学的に検証し、科学的根拠が示されている食品に許可を要しない。科学的根拠が示されている食品に許可を要しない。

- 制度検討の段階から報道
- この10年で最も大きく取り扱われた話題
- この年の「食生活ジャーナリストの会」が選ぶ10大ニュースの1位

【ポイント】
安倍政権の経済成長戦略
国の審査がなく、有効性も安全性も企業の責任
生鮮食品も認める
根拠を公開→消費者に理解可能？

健康食品表示制度は、力を入れてきた。科学的根拠に基づき、効果を示す成分を科学的に検証し、科学的根拠が示されている食品に許可を要しない。科学的根拠が示されている食品に許可を要しない。

健康食品表示制度は、力を入れてきた。科学的根拠に基づき、効果を示す成分を科学的に検証し、科学的根拠が示されている食品に許可を要しない。科学的根拠が示されている食品に許可を要しない。

健康食品表示制度は、力を入れてきた。科学的根拠に基づき、効果を示す成分を科学的に検証し、科学的根拠が示されている食品に許可を要しない。科学的根拠が示されている食品に許可を要しない。

制度検討中からも問題点の報道

健康食品 第三の表示

トクホに続け 規制改革会議提言へ 効果誇張に懸念も

「健康食品」がどのような体によいのか、その自由な表示をできる制度を作るといふ議論が政府の規制改革会議で進んでいる。5日、安倍晋三首相に提出する答申に盛り込まれる見通しだ。だが、現行でも効果強調しすぎる宣伝があり、消費者が混乱する恐れも懸念が出ている。



トクホ製品にはいろいろな種類がある。2012年7月、東京都新宿区の日本健康・栄養食品協会

現在、食品の効果を示す表示の制には「トクホ」と呼ばれる特定保健用食品と、栄養成分の2種類がある。トクホは商品ごとに審査を経て消費者庁が許可する。栄養機能食品は17種類の栄養成分ごとに審査を受ける。表示が適切でない場合は、基準を満たせば審査は不要

だ。それ以外の食品は、食品衛生法の規制により効果表示を直接表示できない。

「より簡易に」

規制改革会議の健康・医療ワーキンググループは、トクホは個別審査のため開

■食品の機能性表示に関する制度	
内容	例えばこんな表示
トクホ	「エネルギーとして脂肪を消費しやすくする効果」(茶カチンを含む炭酸飲料)「腸内の環境を改善し、おなかの調子を整えます」(ビフィズス菌入りヨーグルト)
栄養機能食品	「ビタミンCは皮膚や粘膜の健康維持を助けることにも、抗酸化作用を有する」(ビタミンC入り飲料)「亜鉛は味覚を正常に保つのに必要で、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です」(カプセル状のサプリメント)
第三の制度	「より合理的な科学的根拠に基づいた機能性表示を許可」(グルコサミン「軟骨を維持し、関節の機能的向上」)※「より合理的な科学的根拠に基づいた機能性表示を許可」(ノコギリクシ「男性の前立腺の健康を増進する」)※

「より簡易に」

「制度使い勝手の悪さが指摘されており、より合理的かつ簡易に機能性表示を許可する仕組みの整備が求められる」と提言している。

「裏付けが課題」

新制度では、必須の栄養成分に限る個別審査を要件とする。トクホと比べて、規制を大幅に緩めることが想定される。

だが、科学的な評価がとれないままに、健康を害する例も多

い。FDAには08、11年に6307件の報告があり、うち92件死亡、1836件は入部例だった。

日本トクホも問題が指摘されている。昨年「脂質にドーン」というサプリメントのウーロ茶の宣伝を集め、有効性を証明するデータが十分にあかぬとされた。しかし、論文が少なかつた。開発費が資金を確保した研究が大半を占めた。」「正確な評価をするには課題が数多くある」と指摘した。

米国は、食品の有効性と安全性を製造販売業者が自ら確保し、「食品医薬品局(FDA)によって評価されたものではない」と断られた。効果も自由に表示される。FDAは「トクホ」を「トクホ」に分類した。トクホのウーロ茶の宣伝を集め、有効性を証明するデータが十分にあかぬとされた。しかし、論文が少なかつた。開発費が資金を確保した研究が大半を占めた。」「正確な評価をするには課題が数多くある」と指摘した。

消費者にもトクホを「トクホ」ではなく「健康食品」として表示するよう提言している。消費者庁は今年1月、「医薬品とは異なる病を治すことを目的としたものではない」とする指針を出した。

消費生活「サルタン」の森田満樹さんは「いかなる新制度を作れば、安全性と有効性を確保しながら積み上げてきた現在の制度が崩れる。根拠が薄い表示が増え、消費者が混乱する。問題があるならば、まずは現行制度の見直しから議論を始めたい」と話している。編集委員・大村優香

←制度のモデルになった米国のルポ

サプリメント大国アメリカ下

安全なおざり 死亡例も

「体にいいサプリメント」と思っていたのに、まさかアレルギーを悪くするのを飲んでいたなんて。ニューヨークに住む会社員の日本人女性(32)は3年前の出来事を振り返る。その日が痛く風邪のような症状に悩まされ、免疫機能が弱ると人から聞いた「エキナセア」というハーブのサプリメントを飲み始めた。だが体調はむしろ悪くなり、だるさが抜けない。1カ月後、病院で診し抗生物質を処方された。それでも治らない。

「何かアレルギーが関係しているかもしれない」という医師の言葉で、自分がタウリンアレルギーがあることを思い出した。インターネットで調べたら、エキナセアがキク科の植物で、ブタクサもキク科であることを知った。すぐやめたところ、症状が軽くなり体が楽になった。飲んだサプリメントにアレルギーの注意

書きはなかったよと思う。アメリカではスーパーにサプリメントがあちこちにある。健康になれようという印象で、買ってみた。ところが、副作用が起きて死者も出ていると使わないよう注意喚起された。それが、この出来事以来、サプリメントを飲むときは表示を見て原料を確認するようになってきた。安全な製品もあるが、市場に出回っており、死亡事件が起きることもある。昨年秋、米食品医薬品局(FDA)は「オキシエリトリン」(OxyErythro)と「プロ」(Pro)というサプリメントの肝臓に有害な成分が含まれていると、死亡事件が起きる可能性があるとして、注意喚起された。

「実施する検査のレベルは企業側が決める。簡便な検査だけなら、十分な成分が入っていない原料でもパスできる。」「GMPの規定が緩いので、粗悪な商品が製造できる」と指摘する。重金属など不純物混入に対する規制が甘いのも問題だ。影響があるのだから、市販の医薬品は効能表示も共に副用途などの警告表示もする。だが、サプリメントには「消費者は二つの商品を見比べて、警告がない方が安全だ」と受け取ってしまうかもしれない。例えば、オキシエリトリンやプロも、同じ道を通る。新機能性表示制度を始めるとして、目撃者としてトクホに「トクホ」を「トクホ」に分類した。トクホのウーロ茶の宣伝を集め、有効性を証明するデータが十分にあかぬとされた。しかし、論文が少なかつた。開発費が資金を確保した研究が大半を占めた。」「正確な評価をするには課題が数多くある」と指摘した。

「トクホ」を「トクホ」に分類した。トクホのウーロ茶の宣伝を集め、有効性を証明するデータが十分にあかぬとされた。しかし、論文が少なかつた。開発費が資金を確保した研究が大半を占めた。」「正確な評価をするには課題が数多くある」と指摘した。

編集委員・大村優香



見本市「ナチュラルプロダクツエキスポ・ウエスト2014」で展示されていた。人気ゲームのキャラクター付きの子ども用総合ビタミン。米国では子ども用のサプリも数多く販売されている。3月、米国・アナハイム市

企業任せの検査 ■ 出回る粗悪品

「実施する検査のレベルは企業側が決める。簡便な検査だけなら、十分な成分が入っていない原料でもパスできる。」「GMPの規定が緩いので、粗悪な商品が製造できる」と指摘する。重金属など不純物混入に対する規制が甘いのも問題だ。影響があるのだから、市販の医薬品は効能表示も共に副用途などの警告表示もする。だが、サプリメントには「消費者は二つの商品を見比べて、警告がない方が安全だ」と受け取ってしまうかもしれない。例えば、オキシエリトリンやプロも、同じ道を通る。新機能性表示制度を始めるとして、目撃者としてトクホに「トクホ」を「トクホ」に分類した。トクホのウーロ茶の宣伝を集め、有効性を証明するデータが十分にあかぬとされた。しかし、論文が少なかつた。開発費が資金を確保した研究が大半を占めた。」「正確な評価をするには課題が数多くある」と指摘した。

「実施する検査のレベルは企業側が決める。簡便な検査だけなら、十分な成分が入っていない原料でもパスできる。」「GMPの規定が緩いので、粗悪な商品が製造できる」と指摘する。重金属など不純物混入に対する規制が甘いのも問題だ。影響があるのだから、市販の医薬品は効能表示も共に副用途などの警告表示もする。だが、サプリメントには「消費者は二つの商品を見比べて、警告がない方が安全だ」と受け取ってしまうかもしれない。例えば、オキシエリトリンやプロも、同じ道を通る。新機能性表示制度を始めるとして、目撃者としてトクホに「トクホ」を「トクホ」に分類した。トクホのウーロ茶の宣伝を集め、有効性を証明するデータが十分にあかぬとされた。しかし、論文が少なかつた。開発費が資金を確保した研究が大半を占めた。」「正確な評価をするには課題が数多くある」と指摘した。

「実施する検査のレベルは企業側が決める。簡便な検査だけなら、十分な成分が入っていない原料でもパスできる。」「GMPの規定が緩いので、粗悪な商品が製造できる」と指摘する。重金属など不純物混入に対する規制が甘いのも問題だ。影響があるのだから、市販の医薬品は効能表示も共に副用途などの警告表示もする。だが、サプリメントには「消費者は二つの商品を見比べて、警告がない方が安全だ」と受け取ってしまうかもしれない。例えば、オキシエリトリンやプロも、同じ道を通る。新機能性表示制度を始めるとして、目撃者としてトクホに「トクホ」を「トクホ」に分類した。トクホのウーロ茶の宣伝を集め、有効性を証明するデータが十分にあかぬとされた。しかし、論文が少なかつた。開発費が資金を確保した研究が大半を占めた。」「正確な評価をするには課題が数多くある」と指摘した。

編集委員・大村優香

機能性表示の解禁 慎重に制度設計を

「実施する検査のレベルは企業側が決める。簡便な検査だけなら、十分な成分が入っていない原料でもパスできる。」「GMPの規定が緩いので、粗悪な商品が製造できる」と指摘する。重金属など不純物混入に対する規制が甘いのも問題だ。影響があるのだから、市販の医薬品は効能表示も共に副用途などの警告表示もする。だが、サプリメントには「消費者は二つの商品を見比べて、警告がない方が安全だ」と受け取ってしまうかもしれない。例えば、オキシエリトリンやプロも、同じ道を通る。新機能性表示制度を始めるとして、目撃者としてトクホに「トクホ」を「トクホ」に分類した。トクホのウーロ茶の宣伝を集め、有効性を証明するデータが十分にあかぬとされた。しかし、論文が少なかつた。開発費が資金を確保した研究が大半を占めた。」「正確な評価をするには課題が数多くある」と指摘した。

編集委員・大村優香

開始直後から問題指摘の商品が



- エノキダケ抽出物配合のサプリメント
- 「体脂肪（内臓脂肪）を減少させる働き」と表示
- 同一の成分を配合した飲料をトクホに申請 審査過程で「安全性が確認できない」の指摘が食品安全委員会から
- 消費者団体が問題を指摘
- 消費者庁は安全性に問題ないとして販売を容認

健康食品などの働きを「表示」に出すことである」と説明する新しい「機能性表示食品」制度が今月始まり、消費者庁が届け出を受理した最初の商品の中に、特定保健用食品（トクホ）の審査過程では「安全性が確認できない」と指摘された成分を用いる商品があることが分かった。

安全性や機能を国が審査する許可制のトクホと違い、機能性表示食品は企業が科学的根拠などを示して届け出ればよく、商品は近く販売可能になる。消費者庁は「制度上書類が整えば受理する。受理後に問題が確認できれば回収命令などを出すが、商品は既に市場に出ている」と説明する。

商品が機能性食品素材の研究開発企業リコム（東京都）が届け出た「蹴脂粒」は、エノキダケ抽出物配合のサプリメント。1日摂取目安量に含まれる同抽出物は400ミリグラムで「体脂肪（内臓脂肪）を減少させる働きがある」と表示する。同社は同じ抽出物を同量入れた飲料「蹴脂茶」を2009年にトクホに申請。安全性を審議している。申請では、この抽出物の成分には脂肪細胞の表面にある物質に働きかけて脂肪を減少する作用があると述べている。だが、食品安全委員会の専門調査の評価書は、その作用が認められなければ、安全性が認められなければならない。トクホが許可されるには、生体影響を必ずしも評価できないと指摘した。同じメカニズムを用いる医薬品には精神神経系や心臓などに関係する副作用の報告があるという。安全性が認められなければならない。リコムは反論をウェブサイトに掲載。「成分の作用には科学的根拠がある」と主張する。

機能性表示食品への届け出については朝日新聞の取材に「トクホとは別の制度でサイドラインに沿って届け出。安全性も実際に人が食べる試験で確認している」と話した。

この問題は消費者団体の「FOODOM」グループが25日指摘した。同団体代表で科学ジャーナリストの松永和紀さんは「消費者庁は消費者が自ら情報を得て選べる制度だと説明しているが、食品安全委員会の審議サイトには掲載されない。制度の欠陥が明らかになった」と話す。

（小森 菜、高橋健太郎、編集委員、大村美香）

「機能性の科学的根拠不十分」の指摘

朝日新聞 2015年6月2日 朝刊 5ページ 東京本社

「機能性食品、17品違反疑い」

市民団体指摘 科学的根拠不足など

市民団体「食の安全・監視市民委員会」は1日、今月中旬にも販売が始まる機能性表示食品制度で、届け出が受理された26商品のうち少なくとも17商品は、健康への効果（機能性）を示す科学的根拠が不十分だと

市民団体「食の安全・監視市民委員会」は1日、今月中旬にも販売が始まる機能性表示食品制度で、届け出が受理された26商品のうち少なくとも17商品は、健康への効果（機能性）を示す科学的根拠が不十分だと

団体は5月18日時点で受理された21商品の届け出情報を調べ、17商品は食品表示基準や届け出のガイドラインに違反している疑いがあると指摘した。

それによると、機能性の根拠を示す臨床試験の論文で専門家の審査（査読）がされていないか、効果があつたとする実験結果だけを届け出て、効果がないとする別の実験結果を無視していたりする例があつた。

安全性の根拠には食経験（これまで一般にどれだけ食べられてきたか）を用いることができるが、1年未満など短期間の販売実績を根拠にしている商品があつた。同団体は「都合の良い情報だけを提供している。こうした届け出が認められると安全性に問題があり、効果もない健康食品が氾濫する」と訴える。（毛利光輝）

生鮮食品も登場

朝日新聞 2015年9月9日 朝刊 7ページ 東京本社

機能的食品に生鮮品



温州ミカン
JJAみっかひ
提携

大豆イソフラボン
小大豆もやし
JJA提携

浜松の温州ミカン 岐阜の業者の大豆モヤシ

静岡県浜松市のJJAみっかひが出荷する温州ミカンの「三ヶ日みかん」と、野菜メーカーのサラダコスモ（岐阜県中津川市）のモヤシ「大豆イソフラボン小大豆もやし」が機能的表示食品として販売される。消費者庁が8日、届け出を受理したと発表した。健康への働き（機能的）を示す同食品を生鮮食品の届け出が受理されたのは初めて。

「骨の健康に役立つ」

JJAみっかひは浜名湖北で関東地方などに出荷する部の三ヶ日町地区の農協。魚素成分のβ-クリプトキサンチンが骨の代謝の働きを助けるという研究データを届け出た。11月から「骨の健康に役立つ」1日当たり約3個を目安にお召し上がりください」と表示し、

いる。こちらも「骨の健康に役立つ」と表示し、10月7日から販売する。新しい健康食品の制度として4月に始まった機能的表示食品は、特定保健用食品（トクホ）と異なり、野菜や果物などの生鮮食品も届け出できる。だが、品物によって機能的成分の量にばらつきがあり、品質をそろえる必要がある。温州ミカンは糖度が高いほどβ-クリプトキサンチンも多いという。JJAみっかひは光センサーで仕分けした一定の糖度のミカンを表示対象にする。後藤善一代表示事組合長（60）は「これまでには体に良いと分かっても表示できなかった。甘さやおいしさを追求するだけでなく、機能的を表示する（ことで）食べてもらえぬ」と期待する。サラダコスモは温度管理された工場で大粒モヤシを栽培し、機能的成分の量を均質化したと説明する。ミカンやモヤシは、ほかの産地や事業者も出荷態勢を整えれば同じ表示ができる可能性がある。静岡県によると、別の7農協も温州ミカンを出荷する方針だ。農林水産省によると、生鮮品の届け出は今後も進んでいく。毛利光也

2015年9月に始めて生鮮品の届け出を受理

三ヶ日みかん（β-クリプトキサンチン：骨の健康に役立つ）

大豆イソフラボン小大豆もやし（大豆イソフラボン：骨の健康に役立つ）

※現在までに218件が届け出（うち販売中商品は116点）

1991年開始のトクホも色々あった

エコナ大丈夫？

「エコナ」が問題なの
発がん物質に変わる恐れ

09年9月16日 花王が出荷停止を発表

09年9月8日 厚生労働省が「エコナ」の安全性を再評価する旨を発表

09年9月7日 花王が「エコナ」の安全性を再評価する旨を発表

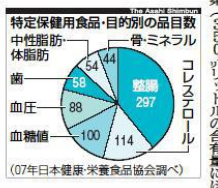
09年9月5日 厚生労働省が「エコナ」の安全性を再評価する旨を発表

09年9月4日 花王が「エコナ」の安全性を再評価する旨を発表

「エコナ」は、花王が販売している、植物由来の食用油。2009年9月16日、花王は「エコナ」の安全性を再評価する旨を発表した。これは、厚生労働省が「エコナ」の安全性を再評価する旨を発表したことに伴ってのことである。

「エコナ」は、花王が販売している、植物由来の食用油。2009年9月16日、花王は「エコナ」の安全性を再評価する旨を発表した。これは、厚生労働省が「エコナ」の安全性を再評価する旨を発表したことに伴ってのことである。

脂肪の吸収・コレステロール低下… トクホ「効果」は限定的



「トクホ」は安全性も有効性の審査を受け認められたものだが、あくまでも食品。医薬品のような効果はない。国が認めた「トクホ」として、期待される効果は十分に注目が集まり、適切な利用法や注意事項が消費者に伝わっていないのが現状だ。

「トクホ」は、安全性も有効性の審査を受け認められたものだが、あくまでも食品。医薬品のような効果はない。国が認めた「トクホ」として、期待される効果は十分に注目が集まり、適切な利用法や注意事項が消費者に伝わっていないのが現状だ。

商品情報よく読んで 医薬品とは違う

独立行政法人国立健康・栄養研究所はサイト内に「健康食品の安全性・有効性情報」センター (http://thfnet.nhl.go.jp) を作り、「特定保健用食品の上手な利用法」などを紹介している。

同研究所の梅垣聡二情報センター長は、「トクホの上手な利用法を聞いて」

トクホは安全性も有効性の審査を受け認められたものだが、あくまでも食品。医薬品のような効果はない。国が認めた「トクホ」として、期待される効果は十分に注目が集まり、適切な利用法や注意事項が消費者に伝わっていないのが現状だ。

「トクホ」は、安全性も有効性の審査を受け認められたものだが、あくまでも食品。医薬品のような効果はない。国が認めた「トクホ」として、期待される効果は十分に注目が集まり、適切な利用法や注意事項が消費者に伝わっていないのが現状だ。

「トクホ」は、安全性も有効性の審査を受け認められたものだが、あくまでも食品。医薬品のような効果はない。国が認めた「トクホ」として、期待される効果は十分に注目が集まり、適切な利用法や注意事項が消費者に伝わっていないのが現状だ。

トクホの食用油に、発がん性が疑われる成分含有の指摘、企業が出荷停止

「国が認可」と「効果」ばかりに注目が集まる状況に問題提起

花王の食用油「エコナ」が「トクホ」の認可を機に、注目が集まる特定保健用食品（トクホ）であることが、科学的根拠が、国の審査で認められた商品だが、「た食べただけで誰にも効く」といふものはない。食べ方や適量など、条件があり、「効果」は限定的なだ。気商品例、トクホの特性を調べ、上手な使い方を考えよう。

「トクホ」は、安全性も有効性の審査を受け認められたものだが、あくまでも食品。医薬品のような効果はない。国が認めた「トクホ」として、期待される効果は十分に注目が集まり、適切な利用法や注意事項が消費者に伝わっていないのが現状だ。

条件細かく注意が必要

年間売り上げが約250億円に上る大ヒット商品、サントリーの「黒烏龍茶」。うたい文句は「脂肪の吸収を抑える」だが、その効果は、どう裏証されたのか。公開されている同社の研究論文を見よう。

「トクホ」は、安全性も有効性の審査を受け認められたものだが、あくまでも食品。医薬品のような効果はない。国が認めた「トクホ」として、期待される効果は十分に注目が集まり、適切な利用法や注意事項が消費者に伝わっていないのが現状だ。

「トクホ」は、安全性も有効性の審査を受け認められたものだが、あくまでも食品。医薬品のような効果はない。国が認めた「トクホ」として、期待される効果は十分に注目が集まり、適切な利用法や注意事項が消費者に伝わっていないのが現状だ。

脂肪多い食事

黒烏龍茶は、茶葉を半発酵させることで「ポリフェノール」を多く含む。これが脂肪を分解する酵素の働きを高め、体内への吸収を抑える。

同社では、もともと血中の中性脂肪が高めの成人男女20人を被験者に、脂肪を多く含む食料と二糖類を同成分を80%減らした「トクホ」茶（80%ポリフェノール含有）を飲ませ、3週間、植物由来の食物繊維「難消化性デキストリン」を摂取させた。

「トクホ」は、安全性も有効性の審査を受け認められたものだが、あくまでも食品。医薬品のような効果はない。国が認めた「トクホ」として、期待される効果は十分に注目が集まり、適切な利用法や注意事項が消費者に伝わっていないのが現状だ。

「トクホ」は、安全性も有効性の審査を受け認められたものだが、あくまでも食品。医薬品のような効果はない。国が認めた「トクホ」として、期待される効果は十分に注目が集まり、適切な利用法や注意事項が消費者に伝わっていないのが現状だ。

過度な期待の声

トクホの特性を十分に伝えきれない現状が、精製や薬など、食生活指導による栄養向けの「トクホ」にも力をつけているが、同じくは消費者からの「こんない合わせも」。

「使ったから効果がある」とか、「コレステロールも脂肪も減る」とか、過度な期待を抱いて相談が絶えないという。

「トクホ」は、安全性も有効性の審査を受け認められたものだが、あくまでも食品。医薬品のような効果はない。国が認めた「トクホ」として、期待される効果は十分に注目が集まり、適切な利用法や注意事項が消費者に伝わっていないのが現状だ。

「トクホ」は、安全性も有効性の審査を受け認められたものだが、あくまでも食品。医薬品のような効果はない。国が認めた「トクホ」として、期待される効果は十分に注目が集まり、適切な利用法や注意事項が消費者に伝わっていないのが現状だ。

トクホCMに批判が

2012年、トクホのウーロン茶のCMについて、消費者委員会が消費者庁に通知

アニメの主人公が「脂肪にドーン」と指さす。テロップで「トクホ 食べながら脂肪対策」→「バランスの取れた食生活を考慮しなくてもよいと示唆するような表現」と指摘

「CMなどイメージの広告は誇大広告に問いづらい」消費者庁見解

トクホCM行き過ぎ?

健康にいい、のが認められた特定保健用食品(トクホ)の宣伝が、最近になって、効果強調をめぐって、消費者に悪影響を及ぼしている、との声が上がっている。効果強調をめぐって、消費者に悪影響を及ぼしている、との声が上がっている。効果強調をめぐって、消費者に悪影響を及ぼしている、との声が上がっている。

消費者委で表現批判

許可して表示内容を選んでいる「ああああ」CMの表現が誇張的でないか、との声が上がっている。効果強調をめぐって、消費者に悪影響を及ぼしている、との声が上がっている。

特定保健用食品

血圧や血糖のコントロールを正す。1991年に厚生省現行法律「健康増進法」が制定された。トクホは、健康増進法の規定に基づいて、消費者庁から許可された食品。メタボリックシンドロームの改善、お茶、食用油、粒状食料、0.03品目が許可・承認されている。12年7月現在。



是正勧告の「線引き」困難

トクホなどの健康食品に「脂肪にドーン」と指さすアニメの主人公。消費者庁が「脂肪にドーン」と指さすアニメの主人公を「脂肪にドーン」と指さすアニメの主人公と指摘した。消費者庁が「脂肪にドーン」と指さすアニメの主人公を「脂肪にドーン」と指さすアニメの主人公と指摘した。

トクホのCMは、健康にいい、のが認められた特定保健用食品(トクホ)の宣伝が、最近になって、効果強調をめぐって、消費者に悪影響を及ぼしている、との声が上がっている。

トクホのCMは、健康にいい、のが認められた特定保健用食品(トクホ)の宣伝が、最近になって、効果強調をめぐって、消費者に悪影響を及ぼしている、との声が上がっている。

企業側も苦慮 審査の場合検討

企業側も苦慮 審査の場合検討。企業側も苦慮 審査の場合検討。企業側も苦慮 審査の場合検討。企業側も苦慮 審査の場合検討。

企業側も苦慮 審査の場合検討。企業側も苦慮 審査の場合検討。企業側も苦慮 審査の場合検討。企業側も苦慮 審査の場合検討。

企業側も苦慮 審査の場合検討。企業側も苦慮 審査の場合検討。企業側も苦慮 審査の場合検討。企業側も苦慮 審査の場合検討。

朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

2016年 トクホ飲料の広告が誇大表示

朝日新聞 2016年3月2日 朝刊 38ページ 東京本社

トクホ「薬に頼らず」は誇大広告

消費者庁は1日、日用品大手のライオンが、特定保健用食品（トクホ）の飲料について、広告に「薬に頼らず血圧対策」と記載したのは、健康増進法違反（誇大表示）にあたるとして、同社に再発防止などを求める勧告を出した。トクホの広告に対しての処分は全国で初めて。

処分対象となった商品は、酢を主成分とする「トマト酢生活トマト酢飲料」。2007年にトクホとして許可された。ライオンはこの商品について昨年9月から11月にかけて、全国紙と地方紙計14紙に掲載した広告に、「臨床試験で実証済み、驚きの血圧低下作用」などと記載した。

だが、トクホで許可された表示は「血圧が高めの方に適した食品」などで、高血圧を改善する効果については認めていない。消費者庁は「健康の保持増進効果について著しく誤認させる表記」と判断したという。

ライオンは「法への理解不足があり、広告内容に対する社内チェック体制にも不足があった。勧告を真摯に受け止め、再発防止に取り組みたい」とコメントしている。（重政紀元）

ライオンに消費者庁勧告

許可表示「血圧が高めの方に適した食品」

広告「臨床試験で実証済み 驚きの血圧低下作用」

健康増進法違反（誇大表示）と判断

2016年 消費者委がトクホ広告に建議

朝日新聞 2016年4月13日 朝刊 29ページ 東京本社

■トクホ広告に物言い

内閣府消費者委員会は12日、特定保健用食品（トクホ）の包装や広告には、国の審査で認められた以上の効果を類推させるものがあると指摘し、そうした広告などは「一切禁止する」ことを求める建議書を消費者庁に出した。

消費者委の専門調査会の報告書によると、トクホの中には、許可表示の一部の文言を利用し、「脂肪の吸収を抑える」「食後の血糖値の上昇を抑える」などのキャッチコピーを目立たせて宣伝している商品がある。

認められた効果以上を類推させる広告の禁止を求める

2015年、食安委がメッセージ発出

朝日新聞 2015年12月10日 朝刊 7ページ 東京本社

健康食品「本当に必要か考えて」

内閣府の食品安全委員会は、健康食品の利用が広がっていることを受けて、健康食品について知っておくことと、19のメッセージにまとめて8日付で公表した。科学的研究が少なく「安全性や有効性が確立しているとはいえない」と指摘し、「今の自分に本当に必要か考えてください」と注意を促している。メッセージは、健康被害のリスクはあらゆる食品にあり、健康食品でも被害が報告されていると説明。そして「現在の日本人が通常の食事をしていて欠乏症を起こすビタミンやミネラルはあまりない」「自己判断でサプリメントからミネラルを大量に補給することは過剰摂取につながる可能性がある」と指摘する。さらに、健康食品は品質管理の規制の対象になっていないこと

食品安全委「摂取量・体調記録を」

とや、医薬品と併用すると薬の効果が弱まったり強くなりすぎたりする可能性もあることなどを注意点として挙げている。健康食品をとるのは、安全性、品質、有効性が「わからない中での選択」と指摘。摂取する場合は製品名と摂取日、摂取量、体調をメモし、体調が悪くなったらやめるよう勧める。同委員会の佐藤洋委員長は「健康被害の情報は目に触れにくい。被害を避けるためにも読んでほしい」。健康食品業界7団体が加盟する健康食品産業協議会の関口洋一会長は「メッセージにはおおむね賛同する。どんなものも安全で有効な使い方が大事で、協議会も摂取目安量や薬との相互作用について書いた小冊子を配布するなどしている」と話す。(沼田千賀子)

食品安全委員会が健康食品に関して19のメッセージを公表

「多くの人での何年にも及ぶ長期間の科学的研究が少なく、安全性や有効性が確立しているとはいえません」とし、いまの自分に本当に必要か、再考を促す。

健康食品の健康影響リスクを平易な文章で発信

ダイエット食品の問題広告 見本で啓発

朝日新聞 2016年7月22日 朝刊 7ページ 東京本社



ダイエット食品の問題広告 消費者庁見本で注意

「プロプロお腹が、たったの1粒で...!」
「飲むだけでドンドン落ちる!」
「飲むだけでドンドン落ちる!」
「飲むだけでドンドン落ちる!」

「プロプロお腹が、たったの1粒で...!」
「飲むだけでドンドン落ちる!」
「飲むだけでドンドン落ちる!」
「飲むだけでドンドン落ちる!」

消費者庁が2016年に作成
「プロプロお腹がたった一錠で」
「飲むだけでドンドン落ちる」

「痩せる」の言葉がなくても、広告全体で痩せる効果を得られるかのような表示をすれば、景表法などに違反の恐れ

この広告の肝は「痩せる」とは、一切書いていない点。特定保健用食品（トクホ）などと異なり、国の制度に基づかない健康食品は「体脂肪を減らす」といった効果を明示できない。そのため、販売業者の間では、「痩せる」とは書かず、効果を期待させるような文言や画像を広告に用いて、購買意欲をかきたてる手法が広まっている。

今回、消費者庁は見本広告を作って具体的に明示。広告全体で痩せる効果を得られるかのような表示をすれば、景品表示法などに違反するおそれがあるとしている。また、広告に「個人の感想であり、効果には個人差があります」と注意書きしても、法律違反を免れることにはならないと念押ししている。（毛利光輝）

2016年 トクホ成分不足で許可取り消し

トクホ 信じて大丈夫?

トクホの有効許可件数と市場規模の推移



日本健康・栄養食品協会、消費者庁まとめ

健康にいいと国が「お墨付き」を与えた特定保健用食品(トクホ)をめぐる、消費者庁は先月、初の許可取り消しを断行した。健康食品に乗りまくる市場を成長させたトクホだが、許可後のチェックがない今の制度を不安視する声も上がる。

初の取り消し 事後チェック求める声

先月、日本サプリメント(大田区)が自社のトクホ商品の有効成分が規定値不足だと、始末根拠が不明な健康食品消費者庁へ報告。同社は昨年4月までに自主検査で把握しながら、品を明示する狙いだったが、1年半にわたる販売を続ける。これは悪質として初の分析結果を示し、効果と安全性の調査を要する。トクホ制度は1991年に開始された。当初は根拠が不明な健康食品消費者庁へ報告。同社は昨年4月までに自主検査で把握しながら、品を明示する狙いだったが、1年半にわたる販売を続ける。これは悪質として初の分析結果を示し、効果と安全性の調査を要する。

トクホ6商品の有効成分が規定値に不足
自主検査で把握しながら1年半販売を継続
悪質として消費者庁が許可取り消し

トクホ全商品の調査で、取り下げが相次ぐ
事後チェックを求める指摘

年1回成分分析義務づけなど定期チェックの仕組みを整える制度改正

性的審査を経て国が許可する。許可された商品は「血圧が上がる」などの効果を示すことができる。ヒット商品も相次ぎ、市場は拡大。昨年までのトクホ商品の総売り上げは6400億円、現在の許可・承認件数は1717件にのぼる。

規制緩和だ。トクホは当初は2年ごとに審査を要する更新制だったが、96年に4年更新に、翌年には更新制が廃止された。一方で近年、国の制度の見直しも求められてきた。内閣府の消費者委員会は2011年、販売中のトクホ商品の安全性に疑いが出たことを受け、更新制に戻すことを提言。だが消費者庁は「廃止の経緯などを踏まえ、慎重に検討する必要がある」と答えるにとどまっていた。

取り消し処分を受け、消費者庁はトクホ全商品について更新成分調査の提出をメーカーに

指示。同行も、店頭で一部商品を買って成分を調べる抜き打ち調査を年度内に始めることを決めた。全国消費者団体連絡会の河野謙子事務局長は「国も企業側も事後チェックに任せて、制度に改めるべきだ」と話す。

更新制廃止が背景

有効成分の含有量はトクホ許可の根拠であり、満たさない商品を販売していたメーカーの責任は大きい。だがそれを見越して昨年、国による更新制から永久許可制への切り替えがあるのは否めない。消費者庁幹部も「現制度では企業の良識に期待せざるを得ない」と認める。全数調査の報告期限は今年26日。消費者庁は「結果次第で対応する」というが、結果にかかわらず、国が制度の見直しに取り組むことが、トクホの信頼回復につながるのではないか。

(藤田) (3) (完)

2017年 機能性表示食品の広告が景表法違反

朝日新聞 2017年11月8日 朝刊 33ページ 東京本社

**「脂肪減らす」根拠なく宣伝
消費者庁措置命令 太田胃散など16社**

「飲むだけで体重や脂肪を減らす！」などと根拠なく簡単にやせられるかのよう
に誇大に宣伝したとして、消費者庁は7日、「葛の花由来イソフラボン」を成分とする加工食品を販売した太田胃散など16社に、景品表示法違反（優良誤

合理的な根拠のない広告を行ったとして16社19商品に消費者庁が措置命令（景表法・優良誤認）

関与成分：葛の花由来イソフラボン

ヘルスクリーム（届け出表示）から逸脱した広告

た。だが、合理的な根拠は確認できず、同庁は「あきらかな痩身効果はデータから読み取れなかった」とした。19商品は、業者の責任で機能性を表示する「機能性表示食品」として、「内臓脂肪やウエストを減らすのを助ける機能があると報告されている」などと表示することを消費者庁に届け出していた。

健康食品の健康被害報道

朝日新聞 2017年8月4日 朝刊 37ページ 東京本社

健康食品摂取し肝障害 9件報告

国民生活センター

国民生活センターは3日、健康食品を飲んだり食べたりした後に薬物性肝障害を発症したケース9件が医師から報告されたと発表した。特定保健用食品（トクホ）の例も1件含まれている。

同センターによると、薬物性肝障害は、医薬品や健康食品中の成分が体質に合わず、肝臓でアレルギー反応などを起こし発症する。健康食品で起こした場合、多くは個人の体質によるもので、誰でも発症する可能性があるという。同センターは、事故情報を医師から

「吐き気・発疹あれば受診を」

寄せてもらう受付窓口を2014年8月に開設。179件が寄せられ、そのうち9件が健康食品の摂取で薬物性肝障害と診断された。

発表では、50代女性は今年1月、トクホの粉末青汁を1回飲み、約2週間後に寒気と頭痛を起こした。健康診断で肝障害と分かり、約1カ月入院した。報告があった9件いずれの事例でも、摂取をやめると次第に回復したという。

同センターは「吐き気や発疹などの症状が続くようなら摂取をやめ、医療機関を受診して、摂取した商品の情報を正確に伝えてほしい」と呼びかけている。

国民生活センターが2017年に発表

医師からの事故情報が2014年から179件、うち9件が健康食品による薬物性肝障害と診断。1件はトクホ（粉末青汁）

豊胸サプリの健康被害

朝日新聞 2017年7月14日 朝刊 33ページ 東京本社

「豊胸」サプリ、被害相談209件
12年度以降 摂取に注意呼びかけ

国民生活センターは13日、豊胸効果をうたう「プエラリア・ミリフィカ」という植物の成分を含むサプリメントを飲み、生理不順などの不調を訴える相談が相次いでいると発表した。「若い女性に被害が多い。安易に摂取しないで」と呼びかけている。

プエラリア・ミリフィカはタイ原産のマメ科の植物。根に女性ホルモンと同じ働きをする成分を含み、この粉末などが入った美容目的のサプリメントが近年、主に通信販売で売られている。消費生活センターなどに寄せられた被害相談は2012年度以降、209件にのぼる。腹痛や発疹などの消化器や皮膚障害に関するもののほか、生理不順や不正出血といった女性特有の症状の相談も多く寄せられている。相談者の年齢別では20代が最も多く約3割を占めた。

国民生活センターが12商品を購入し、試験管でテストしたところ、10商品で女性ホルモンと同じ作用があった。一方で、若い女性が豊胸などの目的で飲む場合の安全性や有効性に関する研究報告はほとんどないという。日本には食品に使用に含有量などの規制はないが、韓国や欧州連合では食品への使用や販売ができない。

いわゆる健康食品の類

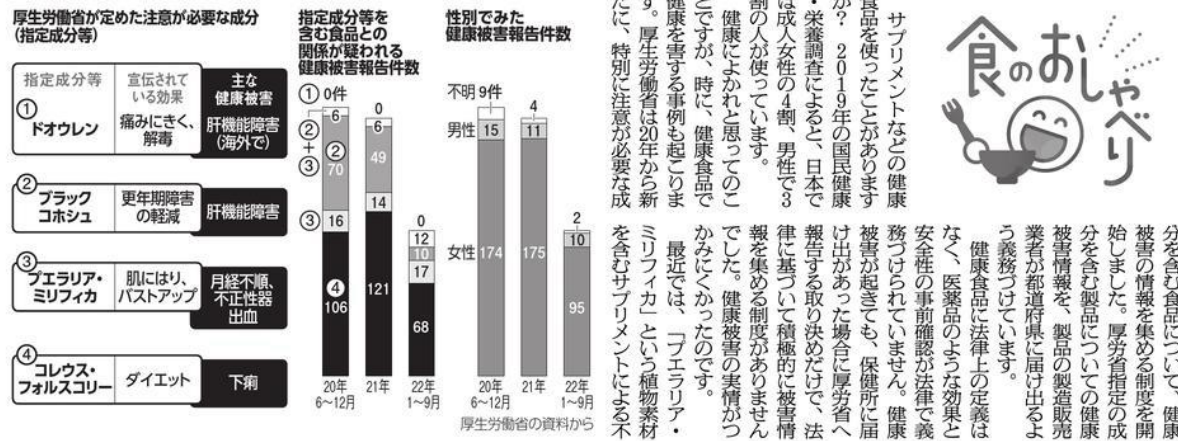
関与成分は「プエラリア・ミリフィカ」

国民生活センターが問題を掘り起こし。
2012年から2017年までに200件以上の消費者相談／20代が最多

厚生労働省も調査、業者に行政指導

指定成分の健康被害情報収集制度

健康食品で特に注意すべき成分は



豊胸サプリの事件を機に、2020年にスタート。

厚生労働省が成分を指定、消費者の苦情があった場合、企業に報告を義務づけ

製品にも「指定成分等含有食品」の表示義務づけ

フェラリア・ミリフィカなど4つの成分を指定

被害情報はサイトで公開

厚労省が四つを指定 被害情報をサイト公開

調が数年にわたり多発していることが17年に明らかになりました。豊胸効果をうたうサプリーで、国民生活センターが注意喚起し、厚労省も調査、業者に行政指導をしました。今回の制度はこの一件を契機に創設されました。注意が必要な成分を前もって指定、消費者からの苦情があったら事業者が報告を義務づけ、監視しようというわけです。フェラリア・ミリフィカ、コレウス・フォルスコリ、ドオウレン、ブラックコホシの四つを指定。製品には包装に「指定成分等含有食品」と表示が義務づけられています。情報は厚労省のサイトで公開されています。今年9月まで100件、うちコレウス・フォルスコリが88件で最多、性別では女性が95件と大多数を占めます。集まった情報は厚労省の専門家ワーキンググループが検討し、調査や対応が必要か判断します。今のところ、更なる調査が必要とされた事例はありません。

もし健康食品を利用する場合、消費者が注意することは？ 厚労省は、「薬と併用しない」「同時にいくつもの健康食品を使わない」「どんなものを、どれくらいの期間、どれだけ取ったのかメモをつけ、体調に異常が出たら飲むのをやめて医療機関を受診して」などを挙げます。面倒だったら、ラベルや容器を保存するのも一つの方法です。

(編集委員・大村美香)

「コロナ予防」のサプリに措置命令

朝日新聞 2021年3月10日 朝刊 29ページ 東京本社

■「コロナ予防」に措置命令

健康食品に新型コロナウイルスを含む様々な病気の治療や予防の効果があるかのような根拠のない宣伝をしたとして、消費者庁は9日、製造販売会社「マクロフューチャー」（東京都新宿区）に対し、景品表示法違反（優良誤認）で再発防止などを求める措置命令を出した。コロナ予防をうたった食品に対する同庁の行政処分は初めて。

消費者庁によると、同社は「マクロ元気」などと称するサプリメント2種類を1箱2400～3600円で販売。自社のウェブサイトなどで昨年6～10月、含有成分が免疫細胞のマクロファージを活性化し免疫力を高めるとして、風邪や花粉症などへの効果効能をうたい、チラシで「STOP! CORONA」「免疫力アップでウイルスに負けない」などと表示した。

© 朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。
すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

朝日新聞 2022年9月10日 朝刊 33ページ 東京本社

■山田養蜂場に措置命令

サプリメントに新型コロナウイルスの感染予防効果が得られるかのような表示をしたとして、消費者庁は9日、景品表示法違反（優良誤認）で、山田養蜂場（岡山県鏡野町）に再発防止などを求める措置命令を出した。

対象となったのは、「ビタミンD+亜鉛」「1sセプロテクト」「2ndプロテクト」の3商品。同社は2021年11月、自社ウェブサイト上に掲載したプレスリリースで「新型コロナウイルス“第6波”に警戒を〈感染〉と〈重症化〉どちらも予防したい…お客さまの声に応じて」などと表示し、新型コロナウイルスの感染や重症化予防の効果が得られるかのように表示した。同年12月と22年2月には、ダイレクトメールで「新型コロナウイルス感染症からの回復を早める可能性がある」などと表示した。

© 朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。
すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

健康食品への行政処分はしばしば出るが、あまり大きな扱いにはならない

認知機能への効果うたう機能性表示食品 の広告に改善指導

朝日新聞 2022年4月1日 夕刊 9ページ 東京本社

2022年、消費者庁が223商品のネット広告を調査、131商品に誇大表示の疑い

115業者に行政指導

認知機能への効果うたう食品 広告表示 115業者に改善指導

認知機能に期待される機能性を表示した食品の大半が、国への届け出の範囲を超える文言でネット広告を出していたとして、消費者庁は3月31日、全国の115業者に対し、表示の改善を求める行政指導をしたと発表した。認知症の予防や改善につながるなど、消費者を誤解させかねない表示をしていたという。

機能性表示食品は、一定の科学的根拠を同庁に届け出れば、審査を受けずに、食品に含まれる成分の健康への働きを表示できる制度。同庁によると、「おなかの調子を整える」や「脂肪の吸収を穏やかにする」といった健康維持や増進の効果は表示できるが、病気の治療や予防の効果を示す表示はできないという。同庁が2月末時点で認知

機能にかかわる223商品のネット広告を調べたところ、131商品に健康増進法違反（食品の虚偽・誇大表示）の疑いがあり、このうち3商品には景品表示法違反（優良誤認）の疑いもあって、表示の改善を指導したという。認知症の予防・改善効果が得られるのかのような表示のほか、届け出上の効果は中高年限定なのに、「受験生の考える力を鍛える」など、より幅広い年代に効果があるかのような表示をするなどしていたという。

消費者庁の担当者は「認知症の治療や予防に役立つ根拠のある食品はない。あくまで現在の機能を維持したり、高めたりするものだと理解し、自分に合ったものを選んでほしい」と話す。（川見能人）

機能性表示食品で「科学的根拠不十分」 →同一根拠の商品すべて撤回

朝日新聞 2023年7月1日 朝刊 33ページ 東京本社

サプリ機能性表示「根拠不十分」

機能性表示食品のサプリメントで、科学的根拠に乏しい機能性を表示したとして、消費者庁は30日、サプリを販売していた通販業者「さくらフォレスト」社（福岡市）に景品表示法違反（優良誤認）で再発防止などを求める措置命令を出したと発表した。機能性表示食品の科学的根拠が不十分として処分に至った。同庁は類似の機能性表示食品について、今後、届け出内容を事業者に再確認する。

消費者庁によると、同社はDHA・EPAなどの成分を含むサプリ「きなり匠」と「きなり極」について、容器包装や自社のウェブサイトで「中性脂肪低下」といった機能性を表示し、販売した。しかし、調査したところ、例えばDHA・EPAの含有量が少ないなど、同社が機能性の根拠として提出した学術論文などが示す数値を満たしていなかったり、論文の引用が不適切だったりした。

© 朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。
すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

朝日新聞 2023年8月18日 夕刊 8ページ 東京本社

機能性表示 88点中80点撤回

中性脂肪の低減などを謳う機能性表示食品をめぐり、科学的根拠に疑いがある商品88点を消費者庁が調査したところ、80点について機能性表示の届け出が撤回、または撤回の意向が示されたと同庁が17日明らかにした。

科学的根拠 消費者庁が提出要請 先月末の15点から増える

消費者庁は6月末、科学的根拠に乏しい機能性を表示したとして、機能性表示食品のサプリメントを販売していた福岡市の通販業者に景品表示法違反（優良誤認）で措置命令を出した。対象になったサプリ2商品の機能性表示食品の届け出は撤回された。

このサプリはDHA・EPAなどの成分を含み、中性脂肪の低下といった機能性をうたった。このサプリと同一の機能性関与成分で同じ科学的根拠を使ったり、2商品よりもDHA・EPAの含有量が少なかったりした機能性表示食品について、同庁は事業者に改めて科学的根拠の提出を求めている。

先月27日までに15点が機能性表示の撤回を申し出ていた。その後さらに撤回の申し出が65点増加。うち34点がすでに撤回届を提出している。

撤回の意向を示していない8点については、同庁がサイトで商品名などを公表、根拠を精査し、対応を検討するとしている。
（大村美香）

© 朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。
すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

2023年消費者庁が機能性表示食品のサプリ販売業者に措置命令（景表法違反・優良誤認）

機能性表示食品の科学的根拠が不十分とされた初の事例

関与成分はDHA・EPA（500mg以下）、モノグルコシルヘスペリジン、オリーブ由来ヒドロキシチロソール

同一の研究レビュー（SR）を根拠としていた88商品が撤回／撤回意向

機能性表示食品 市場は膨らむ



機能性表示食品 膨らむ市場

経済目線の記事

健康食品の新ジャンル「機能性表示食品」の市場が右肩上がりです。健康食品の代表格「特定保健用食品（トクホ）」のように国の審査がいらす、食材が持つ健康効果を前面に出したい企業で活用が進んでいる。

機能性表示食品の制度は2015年4月に規制緩和の一環として始まった。企業が機能性と安全性の科学的根拠を示す論文データなどを消費者庁に提出すれば、企業の責任で機能性を表示することができる。同庁が公表している件数は今年7月20日時点で2787。科学的根拠は同庁のホームページで公表されている。

調査会社の富士経済によると、20年度の市場規模は3007億円で、5年前の10倍に膨らむと予測する。サプリメントやドリンク類が伸びているという。一方、トクホは減少傾向にあり、機能性表示食品との差は縮まりつつある。審査にかかる時間や費用が大きいからだ。

小林製薬は機能性表示食品制度を活用したサプリメントを発売している。「健脳ヘルプ」や「歩くたすけ」といったユニークな商品ばかりで、いずれも好評という。広報担当者は「お客に明確に機能が伝わるため、目的に応じて選んでもらいやすい。テレビCMやパッケージでも訴求しやすい」とメリットを語る。

伊藤園は昨年8月、ロングセラーの「お〜いお茶 濃い茶」を機能性表示食品にリニューアルした。体脂肪を減らす効果があるとする成分を配合した。

ヤクルト本社も昨年10月、同社初の機能性表

国の審査なく健康効果を最大限にアピール



メモ 小林製薬の機能性表示食品「安眠ヘルプ」＝写真＝は、睡眠の質を高めるのに役立つとうとうサプリメント。眠りの深さや、起床時の睡眠に対する満足感を高める効果が期待できるという。約30日分、税抜き1800円。9月30日発売予定。

示食品「Yakult（ヤクルト）1000」を関東地方で先行発売した。乳酸菌を豊富に含み、受験など一時的なストレスをやわらげたり、睡眠の質を向上させたりする機能をうたう。8月末には北海道や東北地方などに販売地区を広げるといふ。（井東雄）

市場は定着、消費者の健康には？

生活報道の記事

「機能性表示食品」ならヘルシー？

機能性表示食品の制度が始まって5年が経った。成長戦略の一環として「睡眠の質を高める」「ストレスを軽減する」といった体への働きを企業の責任でうたえるようになり、3千億円規模の市場になったが、健康に役立つのかという視点からは、注意すべき点も見えてくる。

5年で届け出3千件 3千億円規模に

2015年4月、安倍首相(当時)は、成長戦略第1号として「健康食品の機能性表示を解禁した」と宣言した。

その一方で、食品の効果を謳える制度は、栄養機能食品(特定保健用食品)とクホ(クホ)があったが、栄養機能食品は表示できる栄養素が限られ、クホは商品ごとへの審査が必要だった。

一般社団法人、健康食品産業協議会の原事務局長(以下)の許可には、健康食品の製造や販売の単位が、ハードルが高かったと話す。

機能性表示食品は、商品そのもので、効果を謳える法外な、通常の食品を比べ、商品中の成分に一定の機能性があることを示すことができる。機能性表示食品の機能性を自由になさるよう守るには業界の膨らみ、規制改革会議がクホ(以下)の内容を定めることとして、基準の緩和も含めた食品の機能性を認めていた。

この制度は、国民の健康の広告額について16年に1億5千万円を出しているが、高騰率は「示の論文を高く、効果は「科学的に抽出」など、科学的な抽出ありという理由で、根拠論文の1つを見ても、被験者はBMI(体格指数)が25(平均値)以下(18.5未満)の人、12週間の間に、この量を摂取した人はBMIが0.7、有効成分の入っていない食品を摂取した人は0.7減った。BMI(体格指数)が25(平均値)減少の差は「1」程度に下がった。

内臓脂肪面積は、食をとり、15・3平方センチメートル(4・4平方センチメートル)減少した。同時に、いずれの被験者も、体重は変わらない。

根拠「十分」3割

一方、消費者団体「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ



健康食品が並ぶ棚には、多様な機能性表示食品も並ぶ。市川県内の「トップ」

分類	制度概要
特定保健用食品(トクホ)	原則、最終製品によるヒト試験で有効性と安全性を確認。国が個別に審査し、表示を許可
栄養機能食品	ビタミンやカルシウムなど20種類の栄養成分について、国が定めた含有量を満たせば表示できる。許可・届け出は不要
機能性表示食品	企業の責任で機能を表示できる。根拠は最終製品によるヒト試験のほか、文献調査でもよい。消費者庁への届け出制で、根拠資料は公開
一般食品としてのいわゆる健康食品	機能や効果の表示はできないが、健康によさそうな表示で販売されている食品。根拠が不透明なものや健康被害が出た商品も

効果の大小問わず／論文1本だけでも

この制度は、国民の健康の広告額について16年に1億5千万円を出しているが、高騰率は「示の論文を高く、効果は「科学的に抽出」など、科学的な抽出ありという理由で、根拠論文の1つを見ても、被験者はBMI(体格指数)が25(平均値)以下(18.5未満)の人、12週間の間に、この量を摂取した人はBMIが0.7、有効成分の入っていない食品を摂取した人は0.7減った。BMI(体格指数)が25(平均値)減少の差は「1」程度に下がった。

内臓脂肪面積は、食をとり、15・3平方センチメートル(4・4平方センチメートル)減少した。同時に、いずれの被験者も、体重は変わらない。

根拠「十分」3割

一方、消費者団体「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

調査会社の単一経営者による

現の機能性表示食品の市場規模は約3千億円。18年7月からは、6%増と予測している。消費者団体は「成長戦略」は成功したと言え

「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

「消費者団体」は「消費者委員会」の山崎事務局長は「一般消費者が、健康食品の機能性を理解し、適切な選択ができるよう、その点で、制度の意味はあ

報道の類型

【行政処分】

広告に対して

品質に対して（成分含有量、科学的根拠など）

【制度変更】

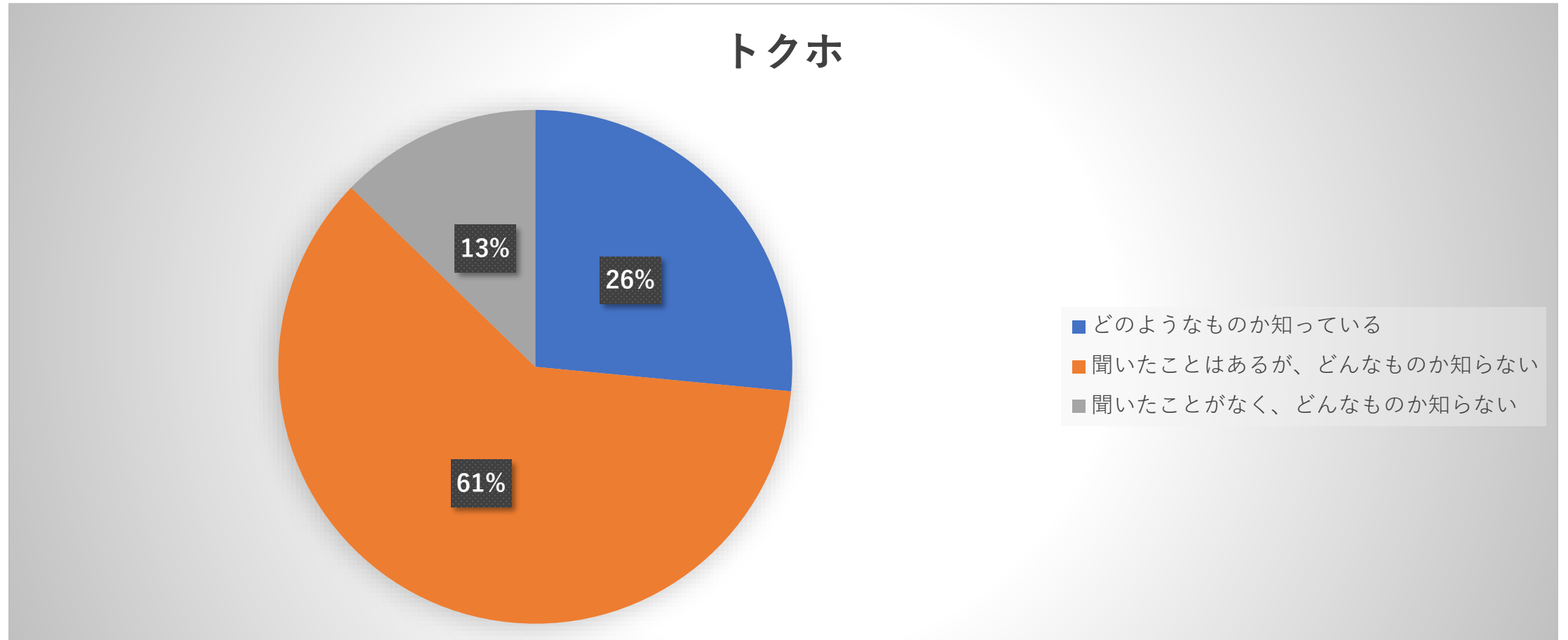
新制度創設、規制強化

【健康被害】

いわゆる健康食品が主

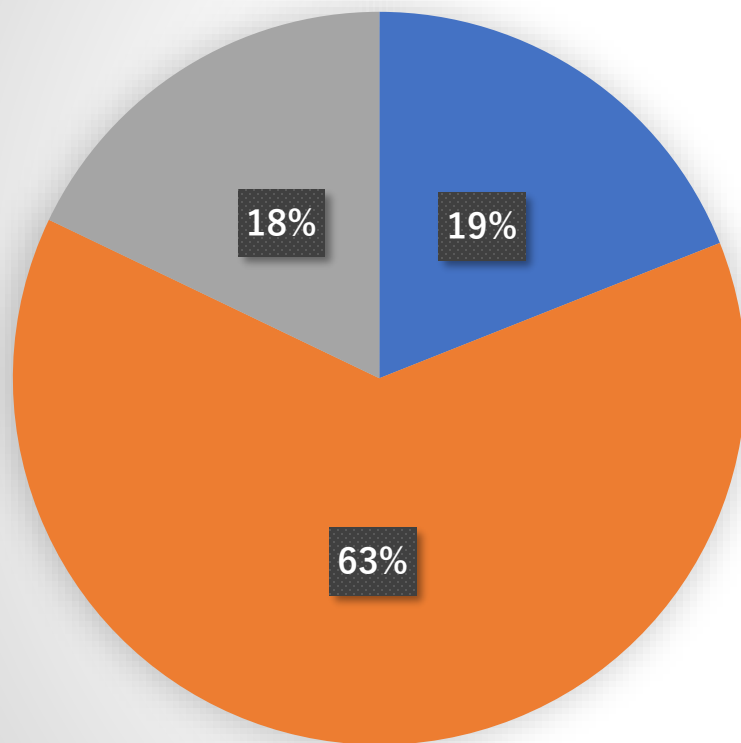
【節目での振り返り】

トクホ、機能性表示食品の認知度



どちらも決して高くない

機能性表示食品



- どのようなものか知っている
- 聞いたことはあるが、どんなものか知らない
- 聞いたことがなく、どんなものか知らない